

長野県民間事業所における新型コロナウイルス感染症の自主的PCR等検査費用補助金交付要項

第1条 本要項は、長野県民間事業所における新型コロナウイルス感染症の自主的PCR等検査費用補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条により、当該補助金の交付に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 要綱第4条第1項において、別に定める期間とは、「令和3年7月26日から令和4年3月31日まで」とする。

また要綱第5条において、別に定める期日とは、「PCR等検査を実施し、費用の支払いを完了した後1カ月以内」または「令和4年3月31日」のいずれか早い日とする。

附 則

この要項は、令和3年7月26日から施行する。